

## 航行不能航空機の撤去作業に関する同意書

運航中の航空機が何等かの事情により奈良県ヘリポート内において航行不能となった場合、当該航空機をヘリポートの運用に影響を及ぼさない場所へ速やかに撤去又は移動(以下、「撤去等」という。)する責任は、運航者又は当該機の所有者(以下「運航者等」という。)がこれを行う責務を有していることを確認すると共に、当該責務を果たすために空港管理者に支援を依頼する場合に備え、あらかじめ以下の事項に同意する。

### (1) 空港管理者による航行不能航空機の撤去等にかかる支援について

航空機が航行不能の状態に陥ったことによりヘリポートの運用に支障を及ぼしている場合は、運航者等がその責任において撤去等を実施する。空港管理者に当該機をヘリポート運用の妨げとならない場所まで運航者等が撤去等させるための支援を依頼する場合は、以下の事項を承諾する。

- (ア) 空港管理者が撤去等の支援をする場合は、第三者に撤去作業や資機材の提供及び人員の手配を依頼することがあること。
- (イ) 空港管理者が行った撤去等の支援費用及び撤去等に関連して生じた費用(撤去した航空機を保管(借り置き)する土地や施設の使用料、空港機能に損害を生じた場合の現状復帰に係る経費等を含む)、第三者に手配した撤去資機材等の使用により生じた費用(機材借上賃、機材損料、役務費、運搬費等を含む)については、全て運航者等が負担することとし、空港管理者の指定する期日までに指定の方法により支払うこと。

### (2) 撤去作業の方法

あらかじめ空港管理者が作成した撤去計画の内容を考慮し、空港管理者が指名する撤去作業調整者と協力し、運航者等が実際の撤去作業に関する具体的な実施計画を作成する。

### (3) 免責

- (ア) 空港管理者が支援した撤去等によりやむをえず生じた損害については、一切の請求を行わないこと。
- (イ) 空港管理者が支援した撤去等により負傷者が発生した場合における運航者等に対する損害賠償請求を妨げないこと。

### (4) 保険会社との調整

上記事項の履行に際して障害が生じないよう、必要に応じて、あらかじめ保険会社との間で調整を行うこと。

### (5) 本同意書の履行に疑義が生じた場合の措置

空港管理者は、運航者等による本同意書の履行に疑義が生じた場合には、当該運航者等に対して空港の使用の停止その他必要な措置がとられること。

### (6) 協議

本同意書に定めのない事項又は本同意書の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議に応じ、速やかに解決を図ること。

(参考) 奈良県ヘリポート運航者撤去作業計画  
(空港管理者作成版)

奈良県ヘリポートを利用する航空機等の運航者又は所有者(以下「運航者等」という。)から空港管理者に対し、事前の同意にもとづき航行不能となった航空機の撤去作業支援について依頼があった場合の計画とする。

この計画にもとづき作業を行った場合にかかる費用については、指定された期日までに運航者等が支払う。

1. 空港管理者撤去作業体制

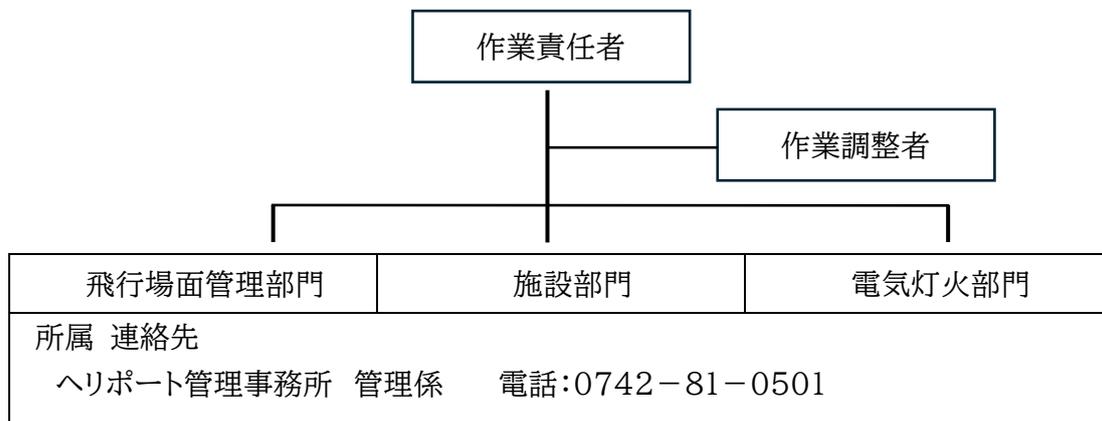
(1) 撤去責任者及び現場作業責任者(以下「作業責任者」という。)

組織名	ヘリポート管理事務所
所属・役職	所長
電話番号	0742-81-0501

(2) 撤去作業調整者(以下「作業調整者」という。)

組織名	ヘリポート管理事務所
所属・役職	所長又は職員(会計年度任用職員以外)
電話番号	0742-81-0501

運航者撤去作業体制



(4) 撤去作業対象としている航空機型式

航空機の分類	型式例	備考
回転翼機	A109 B412 AS350 K1200	その他の型式は相談対応

2. 重機等並びに要員リスト(ここで明記した事業者を以下「重機事業者等」という。)

重機事業者等の調整は作業調整者が行い、使用する資機材及び免責にかかる添付の同意を作業前に得ることとする。

(1) 空港外で航行不能航空機撤去に協力可能な事業者とレッカー車等のリスト。

機材提供事業者	近隣事業者 住所: 奈良市茗荷町
資機材の種類	5t～25tレッカー 1台 2tトラック 2台 4tトラック 2台
搬入方法・経路等	県道 80 号(奈良名張線)から敷地進入路より搬入(図参照)
時間(目安)	ヘリポートまで車で約 10 分
その他	機材の手配は発生日時及びリース可能状況により要確認 費用等は作業による



(国土地理院地図)

(2) 機体移動に協力を得られる可能性がある港内の事業者及び資機材リスト

社名	事業内容及び協力可能な作業	備考
ヘリポート内格納庫設置者 (民間事業者)	事業内容: 物資輸送、調査測量等 協力可能作業: 撤去作業(機材提供等) 保有資機材: フォークリフト 1.5t 1台 牽引車 2t 1台 トローリングバー(AS350用) 1ea 3tジャッキ(機体3点ジャッキアップ) 3ea	費用要 (相談)

(3) 機体移動に協力を得られる可能性がある事業者及び作業要員数

社名	人数	備考
ヘリポート内格納庫設置者(民間事業者)	作業日による	9時～17時※整備要員の勤務状況による

3. 撤去作業に関する方法

作業項目及び役割分担

項目	担当	作業概要	時間(目安)
整備担当 現場派遣	運航者等	・機材撤去の状況確認のため整備要員の現地派遣 現場派遣 ・運航者が遠方の場合、作業調整者が空港内協力可能な関係者と調整	20分

航行不能航空機の状況調査	運航者等 (作業調整者は写真等記録)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航行不能航空機の状態確認（電気系統、液依の流出）</li> <li>・燃料等流出の状態確認（流出防止措置、路面清掃）</li> <li>・機体及びエンジンメーカーからの情報収集</li> <li>・危険物等の搭載状況確認</li> <li>・重量及び重心位置の確認</li> </ul>	30分
機材等の使用可否判断	運航者等	・通常のクレーン等により搬出可能か判断	10分
重機等・人員の手配等具体的な作業計画	運航者 作業調整者	・運航者等が作業調整者と協力して具体的な撤去作業実施計画を検討・作成	30分
関係機関との調整	運航者	・撤去に必要な行政手続等	20分
重機等の搬入	運航者等 (作業調整者)	・運航者等が必要な重機等を判断 (重機事業者等へ協力依頼調整は作業調整者が行う)	120分(重機レンタルを想定)
航空燃料等抜き取り	運航者等	・必要性を判断し実施(必要な場合は要調整)	—
機体の保護	運航者等	・必要に応じて機体部品脱落防止及びエンジンの保護	—
撤去作業	運航者等 (作業調整者)	運航者等が指示実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機体の安定化(水平化)</li> <li>・機体の持ち上げ(リフティング)</li> </ul> (重機事業者等へ協力依頼調整は作業調整者が行う)	60分
ギアの修理又は交換(ギアの検査)	運航者等	・運航者等が必要性を判断し実施	
路面清掃等	運航者等 (作業責任者)	・運航可能となるように路面等の清掃 (作業責任者の指示により空港保安職員が協力)	30分
空港施設点検	作業責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破損箇所等の調査・結果確認</li> <li>・安全運用可能の可否の判断</li> </ul>	60分(作業と並行し実施)
合計所要時間			320分

#### 4. 航空機からの燃料の抜き取りに関する方法

ヘリポートでは抜き取り作業事業者調整は不可。

燃料流出等の対応について以下事業者と相談可能。

事業者	抜き取り方法	連絡先
燃料搬入等委託事業者	抜き取り対応不可 (燃料流出等の対応方法については相談)	—

・燃料抜き取りの場合、奈良市消防局と調整し、指示を受けること。

#### 5. その他参考となる事項

撤去機材の搬出先、保管方法等

機材サイズ	一時保管場所候補	保管条件等
回転翼機	スポット	保管期限を決めて使用すること